

産業廃棄物処分業許可証

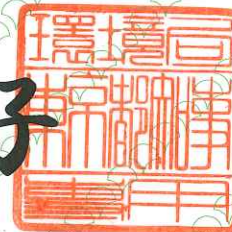
住所 東京都中央区新川二丁目5番2号

氏名 バイオエナジー株式会社
代表取締役 服部 直之

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 8年 1月31日

許可の有効年月日 令和13年 1月30日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

ア 生物処理：汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ
(メタン発酵)

(以上5種類)

イ 破碎：廃プラスチック類、金属くず

(以上2種類)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区城南島三丁目4番4号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
生物処理 (メタン発酵)	汚泥	-----	130t/日	平成17年12月11日	-----	-----
	廃油	-----				
	廃酸	-----				
	廃アルカリ	-----				
	動植物性残さ	-----				
破碎	廃プラスチック類	40t/日	-----	平成17年12月11日	産施第284号	平成16年5月28日
破碎	廃プラスチック類	40t/日	-----	平成17年12月11日	産施第284号	平成16年5月28日
破碎	廃プラスチック類	40t/日	-----	平成17年12月11日	産施第284号	平成16年5月28日
破碎	金属くず	4.0t/日	-----	平成19年1月31日	-----	-----

3 許可の条件

(1) 破碎機（金属くず）稼働時間は9時から17時までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成18年 1月31日 新規許可

令和 8年 1月31日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

